

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の概要

津山市は、北緯 35 度 0 分～35 度 18 分、東経 133 度 56 分～134 度 10 分に位置し、日本海と瀬戸内海に挟まれた中国地方の東部、両海岸線からほぼ中央付近に立地する都市。昭和 4 年(1929 年)市制施行。現在の市域は、平成 17 (2005) 年の津山市、加茂町、阿波村、勝北町、久米町との合併によるもので、中国山地脊梁部の南側から吉備高原の北縁までの約 506 km²の南北に伸びた市域となっている。北は鳥取県鳥取市と接し、西は岡山県鏡野町・真庭市、東は鳥取県智頭町及び岡山県奈義町・勝央町、南は岡山県美咲町と隣接。県庁所在地である岡山県岡山市からは、直線距離で約 46km 離れているが、国道 53 号、JR 津山線等で容易に往来が可能。また、中国自動車道により、京阪神と九州を結ぶ高速道路中継点、更に国道 179 号、JR 姫新線により、姫路と出雲地方を結ぶ出雲街道の通過地となっている。

津山市の地形は、北部の中国山地、南部の津山盆地、南縁の吉備高原に区分され、中国山地と津山盆地を吉井川とその支流の加茂川、宮川等が流れる。市域内での最高標高は、鏡野町との境界にある天狗岩と、中国山地南部那岐山系の滝山でいずれも 1,196.5m。その他に角ヶ仙(1,152.5m)、三十人ヶ仙(1,171.5m)、桜尾山(956.3m)、大ヶ山(989.7m)等、中国山地脊梁部から津山盆地の北限の那岐山系付近までの広い範囲に標高 1,000m 前後の山が連なっており、その間を加茂川が流下し、この山塊を浸食し谷地を形成。

津山盆地は、鏡野町側から流下する吉井川と、市内北部から流れ来た加茂川が合流するあたりに形成された標高約 75m ～200m の低平地。盆地北部と中国山地との境には、両地形を区分する那岐山断層帯の存在が推定されていて、活断層の可能性が指摘。

また、南部の吉備高原との境界付近にも断層地形が認められるが、こちらは開削された古い断層である可能性がある。盆地内の中央から東部にかけての紫保井から草加部にかけての地域には比高 50m 前後で南北に列をなしながら南に向かって徐々に標高を下げていく丘陵地が見られる。この丘陵地は半固結の堆積岩より構成されているため、小規模な地すべり等が多発して、複雑に入り組んだ谷地形を呈している。

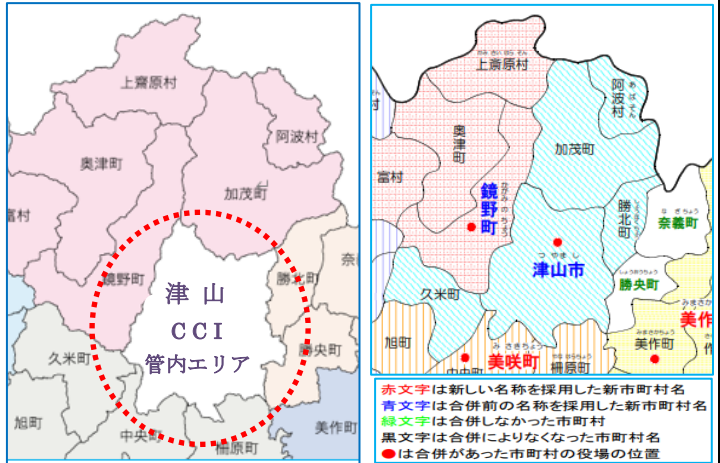


図1 津山市の位置と地形

市の南に座している神南備山（標高 355.9m）から佐良山付近は、岡山県から広島県にかけての広い範囲に展開する吉備高原の北縁部に位置し、標高 500m 以下の小山地となっている。吉備高原は隆起した数段の浸食平坦面から構成されるが、この付近は標高 300m～450m の世羅台地面对比される。南に隣接する美咲町から流下する皿川や、地域の東部を流れる吉井川の本流がこの平坦面を標高 400m 前後開析している。

《津山市と津山商工会議所管内の面積・人口》

団体名	面積		人口	
	管内面積	構成比	管内人口	構成比
津山商工会議所	185.73 km ²	36.7%	83,903 人	84.0%
作州津山商工会	320.60 km ²	63.3%	16,034 人	16.0%
合計（津山市全域）	506.33 km ²	100.0%	99,937 人	100.0%

※ 管内人口は令和 2 年 1 0 月 1 日現在の国勢調査による

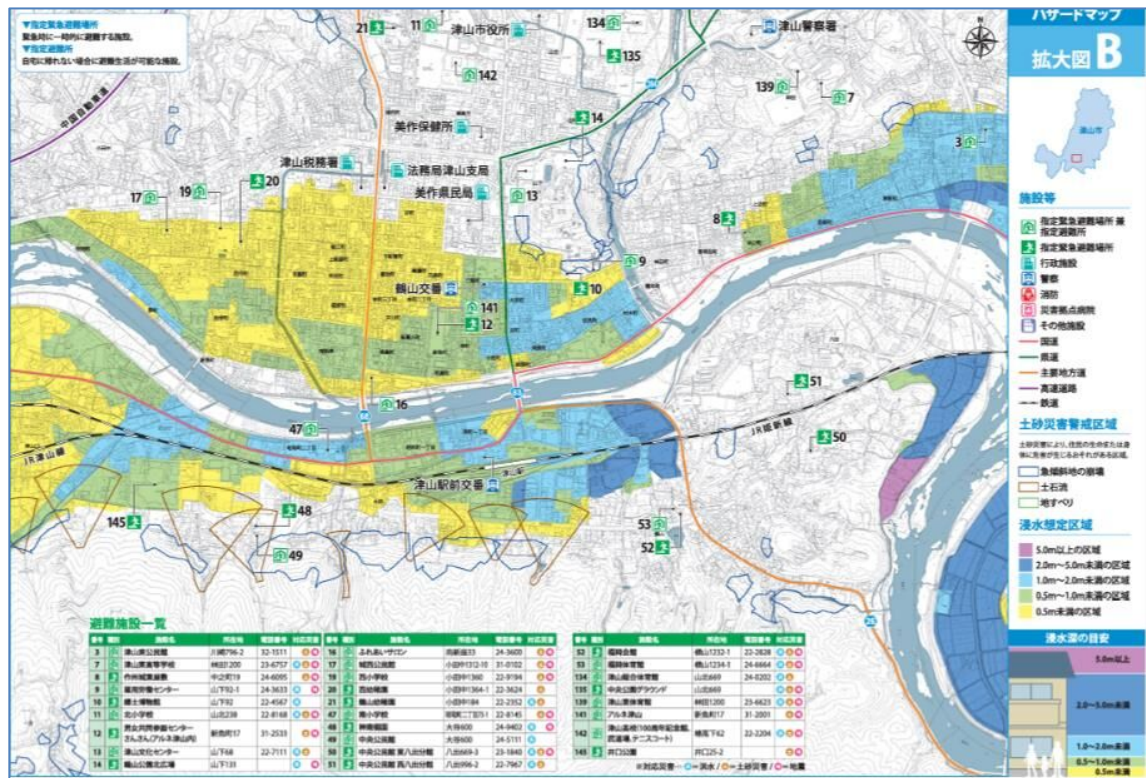
(2) 地域の災害リスク

① 風水害

岡山県地方は、平素は比較的風の弱い地域であるが、台風接近時には内陸でも風速 20 m/s 前後の強風が吹き、建物や農作物に大きな被害を与える他、豪雨を伴って洪水を引き起こすなど大きな被害の発生となる。

また、津山市域を台風又は熱帯低気圧が四国沖を北東に進む場合に、県北奈義町的那岐山麓沿いに局地的強風『広戸風』が発生する事があり、過去には、電柱の複数倒壊や農作物等被害が発生している。大雨の原因は、台風によるものが一番多く、梅雨前線によるもの、雷雨性の局地的豪雨によるものがこれに次ぎ、中小河川の氾濫、低地浸水、山崩れ、がけ崩れ、土石流等の被害を引き起こす。時期的には、6月から10月までが多い。

冬季に関しては、岡山県北部地域は、高原、盆地あるいは山岳地帯をなしており、日本海側の気候に近く、このため、西高東低の冬型気圧配置となり強い季節風が吹く時には、県北一帯に大雪を降らせ、一部交通途絶の被害が出る事がある。



② 地震

岡山県北部では「山崎断層帯の地震」による被害想定が最も大きく、美作市、奈義町で最大震度6強の強い揺れが想定され、美作市では約半分の区域、奈義町ではほぼ全域で震度6弱以上の揺れが想定される。

また、那岐山断層帯の地震では、津山市、鏡野町、奈義町で震度6強の揺れに見舞われ、特に鏡野町で大きな被害が想定される。南海トラフを震源とする地震は、約100年から150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。

既に、昭和南海地震の発生から70年以上が経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の研究機関の試算では、南海トラフ全域での地震発生確率を評価しており、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震発生確率は、70%～80%程度とされており、その発生が危惧されるところである。南海トラフの巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は6強となっており、最小でも震度5弱が想定される。津山市においては、最大震度5強が想定されている。

【山崎断層帯の地震による被害想定】

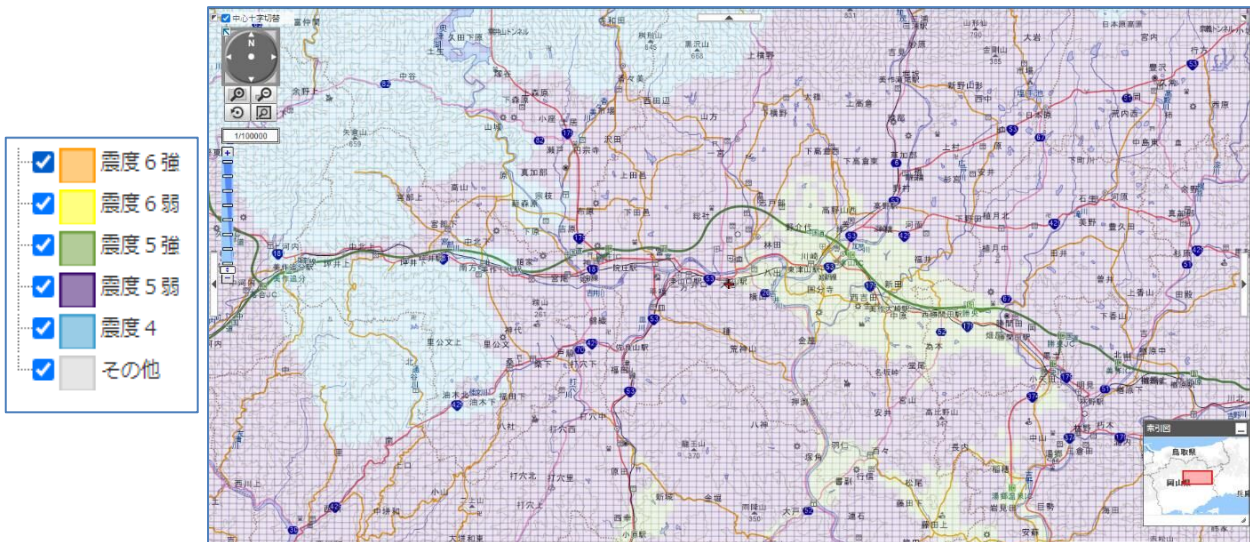
被害項目		ケース	県全体	主な市町村と被害想定		
				津山市	美作市	奈義町
最大震度			6強	6弱	6強	6強
建物全壊(棟)	冬・18時		604	15	471	56
死者数(人)	冬・深夜		33	0	30	3
最大避難者数(人)	冬・18時		5,680	184	3,474	532

〔出典〕津山市地域防災計画（震災編）

【那岐山断層帯の地震による被害想定】

被害項目		ケース	県全体	主な市町村と被害想定		
				津山市	鏡野町	奈義町
最大震度			6強	6強	6強	6強
建物全壊(棟)	冬・18時		209	60	126	10
死者数(人)	冬・深夜		12	3	8	1
最大避難者数(人)	冬・18時		2,078	486	1,242	220

〔出典〕津山市地域防災計画（震災編）



③ 想定される災害リスク（①②含む）

【想定される災害リスク】

自然災害の種類	想定する被害の模様等
断層型地震	山崎断層帯や那岐山断層帯など、本市周辺の活断層を震源とする地震により、本市では最大震度6弱から6強が想定され、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が生じる。
南海トラフ地震	今後30年の間に70%から80%の確率で発生するとされている南海トラフを震源とする地震により、本市では最大震度5強が想定され、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が生じる。
土砂災害	特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流、地すべり、崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流、道路の寸断が生じる。
洪水	最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲に渡る長時間の浸水、人身や建物被害、物流、道路の寸断等が生じる。
内水氾濫	最大規模の降雨などによる大量の雨水の地表滞留及び河川の水位の上昇や排水困難による内水氾濫により広範囲が浸水し、人身や建物等に被害が生じる。
複合災害	断層帯又は南海トラフ地震の発生前後での集中豪雨、大型台風の襲来や広戸風、ウイルス（令和2年以降は新型コロナウイルス）等による感染症の流行、その他の自然災害が同時発生することにより、被害がさらに拡大する。

〔出典〕津山市地域防災計画（震災編）

（3）商工業者の状況

商工業者数	3, 637 者【令和3年経済センサス】
小規模事業者数	2, 715 者【令和3年経済センサス】
会員数	2, 500 者【令和5年4月1日時点】
純組織率	62.63%【令和5年4月1日時点】

（4）これまでの取組

① 津山市の取組

（1）津山市地域防災計画（昭和39年7月策定）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、津山市防災会議が市及び市域に係る防災関係機関、団体等が処理しなければならない防災に関する事務又は業務についての総合的な運営計画として作成。

（i）『風水害等対策編』（ii）『震災対策編』（iii）『資料編』

（2）津山市業務継続計画（平成30年3月策定）

過去の大災害における教訓を踏まえ、災害により、津山市の資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合であっても、被災者の保護や住民生活の安定のために最大限の役割が果たせるよう作成。非常時優先業務の特定、業務執行体制、業務執行手順、業務継続に必要な資源確保等が定められている。

（3）津山市国土強靱化地域計画（令和4年3月策定）

近年、台風の大型化や集中豪雨の多発化により、土砂災害及び河川氾濫のリスクが高まる中、大規模災害等への備えが喫緊の課題となっている。国は、平成25年12月に「強くしなやか

な国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」)を制定。この基本法に基づき、国土強靱化に係る計画等の指針となる「国土強靱化計画」(以下「基本計画」)を策定し、基本計画に基づき国土強靱化を推し進める事としている。

津山市においては、近年の豪雨災害等の被害状況を踏まえ、あらゆる自然災害を想定の上、市民の命を守ることを最優先とし、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に国土強靱化を推進していく事が求められている。今後、大規模災害が発生しようとも、市民の命を守り、社会経済が致命的な被害を受けず、迅速な復旧復興が可能となることを基本理念として、持続可能で強靱な地域づくりを進めるため津山市国土強靱化地域計画(以下「地域計画」)を策定。

地域計画は、基本計画と岡山県国土強靱化地域計画との調和を保ちつつ、津山市第5次総合計画及び津山市地域防災計画との整合を図り、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」に基づいて策定されている。

(4) 津山市防災ハザードマップの活用(平成30年3月作成)

津山市が平成30年に発行した防災ハザードマップは、岡山県が平成18年に公表した浸水想定区域、平成27年に公表した土砂災害警戒区域の情報を踏まえて作成されている。

令和4年以降、浸水想定区域(想定最大規模)及び土砂災害警戒区域(特別警戒区域)の情報を踏まえたマップの刷新を行う予定である。

(5) 指定緊急避難場所・指定避難所予定施設一覧の情報発信

- 「指定緊急避難場所」とは、災害発生時の緊急的(一時的)な避難場所、市が指定した避難場所。
- 「指定避難所」とは、一定期間、被災者が滞在することができる施設で、市が指定した避難所。「指定緊急避難場所」兼「指定避難所」 津山市内：94件(内指定緊急避難所：39件)

(6) 津山市統合型GIS「きらきらつやまっぷ」の活用

岡山県又は津山市のホームページから閲覧可能であり、浸水想定区域(想定最大規模)、土砂災害警戒区域(特別警戒区域)、及び「指定緊急避難場所」・「指定避難所」予定施設(防災情報)を地図上に表示する事が可能。

- 土砂災害【土石流、急傾斜、地滑り、】
- 山地災害【山腹崩壊、地滑り、崩壊土砂流出、】
- 洪水浸水想定区域
- 重要水防箇所【堤防高不足、堤防断面不足、法崩れ、すべり、漏水、】

(7) 大規模土地造成マップの活用

岡山県又は津山市のホームページから閲覧可能であり、大規模な盛土造成地について、その位置と範囲を示した「大規模盛土造成地マップ」を作成・情報発信を行なっている。

防災意識の向上に役立ててもらえるものであるが、マップに表示された大規模盛土造成地が、必ずしも危険な箇所という事では無い。

(8) 災害関連情報の発信

つやま災害情報メール、防災行政無線、緊急告知防災ラジオ、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等を活用し、防災情報の提供に努めている。

(9) 防災訓練の実施

地震や風水害等の大規模災害の発生を想定し、県と合同による物資輸送訓練、本市職員及び公民館長を対象とした避難所設営訓練、初動時におけるドローン活用訓練等を実施している。

(10) 災害時協定の締結

災害発生時における食料の調達やライフラインの復旧等を迅速かつ的確に実施するため、民間企業等と災害時協定を締結している。

(11) 防災備蓄の推進

災害時に活用するため、保存食、毛布、簡易トイレ等の備蓄に努めている。

(12) 防災意識の高揚

防災講話等を通じて市民への防災意識の高揚に努めている。

② 津山商工会議所の取組

(1) 岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）復旧事業計画の認定

【平成30年（2018年）西日本豪雨災害時】

復興事業計画 第4回グループ認定（平成31年1月31日 新規認定・構成員数：4者）

グループ名：『津山商工会議所管内企業復興グループ』
グループ代表者名：『津山商工会議所』
類型 3：『地域生活・産業基盤型』

復興事業計画 第11回グループ認定（令和元年8月28日 変更認定・構成員数：6者）

グループ名：『津山商工会議所管内企業復興グループ』
グループ代表者名：『津山商工会議所』
類型 3：『地域生活・産業基盤型』
変更理由：『①新たな構成員の加入（2者追加）』

復興事業計画の認定グループ(第4回)について

1 新規認定	グループ名	グループ代表者名	代表者所在地	構成員数
1	赤磐商工会復旧グループ	赤磐商工会	赤磐市	3
3	津山商工会議所管内企業復興グループ	津山商工会議所	津山市	4
3	岡山県歯科医師会グループ	(一社)岡山県歯科医師会	岡山市	20
4	児島商工会議所「児島観光事業復興グループ」	児島商工会議所	倉敷市	5

復興事業計画の認定グループ(第11回)について

1 新規認定	グループ名	グループ代表者名	代表者所在地	構成員数
該当無し				
2 変更認定	グループ名	グループ代表者名	代表者所在地	変更理由
	総社商工会議所「豪雨災害被災企業の復旧を応援するグループ」	総社商工会議所	総社市	①
	岡山商工会議所復興グループ	岡山商工会議所	岡山市	①・②・③
	真備町漫画家グループ	かぼちゃ	倉敷市	③
	竹のまら真備町復興グループ	真備船橋商工会	倉敷市	①・②・③
3	津山商工会議所管内企業復興グループ	津山商工会議所	津山市	①
	助け愛 笠岡グループ	笠岡商工会議所	笠岡市	②・③
	新見市被災事業者協働復興グループ	新見商工会議所	新見市	③
	繁がりを大切に、岡山北商工会復興グループ	岡山北商工会	岡山市	①・④
	備中西商工会復興グループ	備中西商工会	矢掛町	①・③
4	湯原町旅館協同組合グループ	湯原町旅館(協組)	真庭市	④
5	協同組合落合ショッピングセンター復興グループ	(協組)落合ショッピングセンター	真庭市	①・④

（変更理由）
 ①新たな構成員の加入
 ②構成員の脱退
 ③施設・設備の新たな追加など
 ④復興事業計画への追加など
 ⑤構成員の法人格等の変更(会社合併、相続など)

(2) 岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業【平成30年（2018年）西日本豪雨災害時】

復旧整備補助金 第15回交付決定（令和元年10月30日・申請者数：1者）

復旧整備補助金 第16回交付決定（令和元年11月27日・申請者数：1者）

グループ名：『津山商工会議所管内企業復興グループ』
グループ代表者名：『津山商工会議所』
類型 3：『地域生活・産業基盤型』

(3) 平成30年7月豪雨対策型・小規模事業者持続化補助金申請支援

【平成30年(2018年)西日本豪雨災害時】

日本商工会議所 平成30年度予備費予算 被災地域販路開拓支援事業 小規模事業者持続化補助金

受付開始：平成30年 8月21日(火)

第1次受付締切：平成30年 9月 7日(金) [締切日当日消印有効]

第2次受付締切：平成30年10月 5日(金) [締切日当日消印有効]

平成30年6月28日から7月8日にかけて、中国地方を中心に生じた記録的な大雨(平成30年7月豪雨)による甚大な被害により、生産設備や販売拠点の流出・損壊や、顧客や販路の損失という状況に直面した1府10県(岐阜県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・愛媛県・高知県・福岡県)の小規模事業者が、早期に新たな経営計画を作成し、事業再建に取り組むにあたり、経営計画に沿って販路開拓に取り組むのに要する経費に対し、200万円または100万円を上限に補助金(補助率2/3)が出る制度。

補助対象者

- (1) 平成30年7月豪雨による災害にかかる災害救助法適用市町村のある1府10県(岐阜県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・愛媛県・高知県・福岡県)に所在する事業者
- (2) 平成30年7月豪雨の影響を受けた事業者
 - ① 岡山県・広島県・愛媛県：平成30年7月豪雨により、自社の事業用資産に損壊等の直接被害が生じた、もしくは、売上減の間接被害が生じた事業者
 - ② 岐阜県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県・山口県・高知県・福岡県：平成30年7月豪雨により、自社の事業用資産に損壊等の直接被害が生じた事業者

日本商工会議所 平成30年度被災地域販路開拓支援事業 小規模事業者持続化補助金

<平成30年7月豪雨対策型・追加公募分>

受付開始：平成30年12月26日(水)

第1次受付締切：平成31年 1月31日(木) [締切日当日消印有効]

第2次受付締切：平成31年 4月10日(水) [締切日当日消印有効]

平成30年6月28日から7月8日にかけて、中国地方を中心に生じた記録的な大雨(平成30年7月豪雨)による甚大な被害により、生産設備や販売拠点の流出・損壊や、顧客や販路の損失という状況に直面した1府10県(岐阜県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・愛媛県・高知県・福岡県)の小規模事業者が、早期に新たな経営計画を作成し、事業再建に取り組むにあたり、経営計画に沿って販路開拓に取り組むのに要する経費に対し、200万円または100万円を上限に補助金(補助率2/3)が出る制度。

補助対象者

- ① 岡山県・広島県・愛媛県に所在する、直接被害または売上減の間接被害を受けた小規模事業者
- ② 岐阜県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県・山口県・高知県・福岡県に所在する、直接被害を受けた小規模事業者

(4) 津山商工会議所経営支援 WEB アプリによる災害対策情報発信事業開始

【平成30年度時間外労働等改善助成金(団体推進コース)助成事業】



新着情報

お知らせ セミナー・イベント 経営支援情報 **緊急対策**



津山商工会議所 経営支援アプリ



緊急対策

感染症対策 2023年7月3日
新型コロナウイルス対策 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）R5.7/1～現在金利0.17% <当初3年間> 【日本政策金融公庫・津山支店】

諸物価高騰対策 2023年6月22日
『経営相談窓口へご来所の際はご予約ください！7/3（月）～7/31（月）』 【津山商工会議所・経済振興課】

災害対策 2023年6月14日
『岡山県小規模事業者事業継続力強化支援補助金（BCP補助金）』 【岡山県商工会連合会】

(5) デジタル無線機（30台）・車載無線機（2台）等取得による災害対策経営支援体制の整備

【令和元年度時間外労働等改善助成金(団体推進コース)助成事業】



デジタル無線機30台



高輝度プロジェクター2台（7,500ルーメン）
（2台合体使用で15,000ルーメン）

格子感のないクリアな高画質と、豊かな階調表現を実現した
高輝度・高画質LCOS(エルコス)モデル

WUX7500/WUX6700/
WUX5800 LAMP



MBCF-220HD
220インチ 16:9

(6) 全国商工会議所ビジネス総合保険制度の周知・広報、並びに保険会社各社と連携した加入促進

- 東京海上日動火災保険
- 三井住友海上火災保険
- 損害保険ジャパン
- あいおいニッセイ同和損害保険

(7) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所に対する、事業継続の為の各種経営支援

- 『新型コロナウイルス感染症対策マル経融資制度』斡旋
(日本政策金融公庫・国民生活事業)
- 『持続化給付金』『家賃支援給付金』 (国・中小企業庁)
- 『一時支援金・月次支援金』『事業復活支援金』申請支援 (国・中小企業庁)
- 『新しい生活様式実践事業者補助金』申請支援 (岡山県)
- 『飲食店等一時支援金』『時短要請協力金』申請支援 (岡山県・産業労働部)
- 『小規模事業者緊急支援金』『事業継続支援金』『経営安定化一時金』申請支援
(津山市・産業経済部)
- 『事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税・都市計画税の特例措置』申請支援
(津山市・税務部)
- 『事業再構築補助金』申請支援 (国・経済産業省)
- 『小規模事業者持続化補助金・コロナ特別対応型、低感染リスク対応型ビジネス枠』
申請支援 (国・経済産業省)

2. 課題

- ① 危機管理（リスクマネジメント）意識の欠如
事業者・支援機関のいずれもが、津山地域の災害リスクが他地域に比して低い事に慣れており、実際の危機発生に対する実感を持ち得ていない。
- ② BCP（事業継続計画）に対する認識不足
人手不足、経済活動停滞等の通常業務に忙殺される余り、災害発生・危機到来を想定した事業継続計画策定、及びそのオペレーション運営等の有効性追求に関する優先順位が低い。
- ③ 災害発生・危機到来時への対応未成熟
近年になって津山地域が直面した台風・線状降水帯発生豪雨による水災（浸水被害）・土砂災害、及び大量降雪による交通機能麻痺等で、事業者・行政・支援機関のいずれもが対応力未成熟である事が露呈した。
この現状認識に基づき、災害時対応力の向上を効果的に実施していかなければ、今後発生が想定される首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火等による大型災害発生時の直接被害・間接被害を最小限に抑える事は困難である。
危機管理意識の向上、総合的な企業防衛体制の構築・整備は喫緊の課題である。

3. 目標

- ① 管内事業者に対し、津山地域の自然災害や各種感染症、その他の事業継続リスク（インフラ損壊、サプライチェーン寸断、傷病者発生等を含む）に対する危機認識向上を図り、危機管理意識向上及び事前対策整備の必要性を周知徹底する事業を通して、損害を最小限に抑える防災減災に繋げる。
- ② 管内事業者に対して、事業継続リスク対応に関する事業継続力強化計画を含む BCP 策定を推進する。
- ③ 火災、落雷、爆発、食中毒、風災、水災、雪災等の事業休業リスクに対応したビジネス総合保険制度の周知広報、加入勧奨に努める。
- ④ 自然災害や各種感染症、その他の事業継続リスクが発生した際、速やかな被災（被害）状況把握に努め、事業再開・復旧・復興に関する各種支援策の情報提供並びに支援制度手続き・申請が実施できるよう、罹災証明書申請・支援給付金申請・災害対策特別融資制度等の緊急支援業務に即応可能な津山商工会議所事務局体制の支援能力向上に努める。
- ⑤ 自然災害・感染症発生時等に速やかな支援体制へと移行可能な様、津山商工会議所事務局内外における緊急対応体制整備、各種関係機関との連携体制を平時から構築する。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業継続力強化 計画目標認定数	5社	5社	5社	5社	5社

事業継続力強化計画の認定件数を5年間で25件以上を目標とする。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の内容

- ・津山商工会議所と津山市の役割分担、支援体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

1) 事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、感染症対策、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メール配信サービス等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業者連携BCP、地域連携BCP、事業継続力強化計画を含む。）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業者連携BCP、地域連携BCP、事業継続力強化計画を含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドライン等に基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 津山商工会議所の事業継続計画作成・各種感染症等対策マニュアルの策定

- ・令和7年4月末日までに事業継続計画を策定予定

3) 商工会議所と津山市との連携

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・津山商工会議所と津山市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

【参考】想定する被害規模の目安

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については大規模な被害が生じているものとする。

4) 関係団体等との連携

- ・令和7年度（2025年度）より、津山商工会議所では、損害保険会社の代理店を「推進パートナー」に定め、共に活動する事としており、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーの開催や損害保険や生命保険、傷害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策を強化する各種保険（感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。



※ 下記パンフレット・損害保険会社は津山商工会議所 WEB サイトに掲載中のもの。



5) 計画の定着

- ・大規模災害が発生した場合に、津山商工会議所及び津山市の各部署ごとに担うべき役割等を認識し、担当者だけでなくその他職員も当該計画に習熟しておくとともに、対応できるよう取扱いに関するマニュアルを作成するなどの準備を行う。
- ・津山商工会議所と津山市で被害状況を共有するため、報告様式（様式 I 「商工関係被害集計表」）を定める。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、津山商工会議所と津山市との間における連絡ルートの確認等を行い、訓練は必要に応じて実施する。

7) 計画の継続的改善とフォローアップ

- ・事業継続力強化支援計画は、分析や対策を通じて明らかになった課題に対する取組状況を評価するとともに、訓練等を通じて明らかになった問題等を踏まえて、より具体的な行動計画となるよう、継続的に改善を行う。
また、組織の改編や業務資源等の状況変化があった場合には必要に応じて見直しを行う。
- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等取組状況の確認

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業継続力強化 計画作成事業者数	3	3	4	4	5
フォローアップ 回数	9	9	12	12	15

(2) 発災後の対策

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、直ちに事前に作成している職員緊急連絡網を用いて、職員の安否確認等を行う。
- ・過去の災害時、通話規制により携帯電話の音声通話が使いづらくなる事象もあったため、現行の連絡体制ではスムーズな安否確認ができないことが予想される。SNSの併用等、効果的な手法を検討する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、津山市における感染症対策本部設置に基づき津山商工会議所による感染症対策を実施する。

2) 応急対策の方針決定

- ・津山商工会議所と津山市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・休日や夜間など執務時間外に災害が発生した場合の役割分担を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・津山商工会議所と津山市は大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。また、休日や連休中などに災害が発生した場合、24～48時間以内に情報共有する。
- ・本計画により、津山商工会議所と津山市は想定する被害規模の目安に応じて、以下の間隔で被害情報等を共有する。

大規模な被害がある	発災後～1週間	1日に2回共有する
	2週間～3週間	1日に1回共有する
	4週間～5週間	1週間に2回共有する
	6週間以降	1週間に1回共有する
被害がある	発災後～1週間	1日に1回共有する
	2週間～3週間	1週間に2回共有する
	4週間～5週間	1週間に1回共有する
	6週間以降	状況に変化があった場合
ほぼ被害は無い	発災後～1週間	3日以内に1回共有する
	2週間～3週間	2週間に1回共有する
	4週間以降	状況に変化があった場合

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

1) 津山商工会議所と津山市

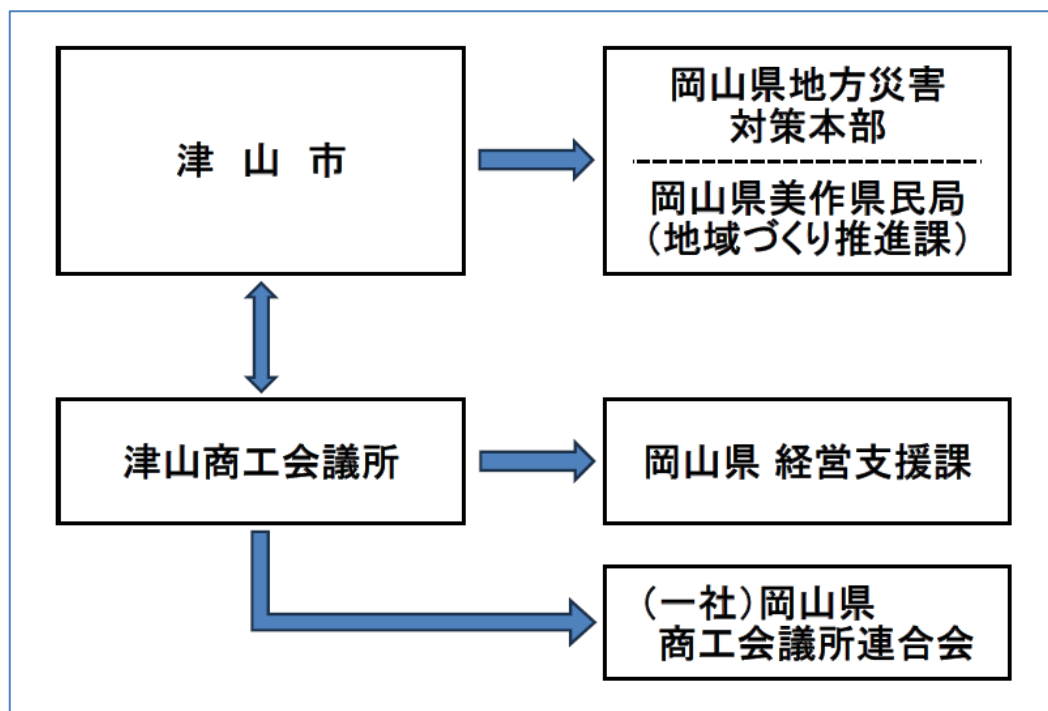
- ・事前に取り決めた方策及び役割分担に基づき、被害情報を収集する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・感染症の流行時は、津山市を始め、国、岡山県と対策の方針等について情報の共有化を図る。

2) 岡山県との連絡体制

- ・津山商工会議所と津山市が共有した情報を、津山商工会議所は岡山県経営支援課へ、津山市は岡山県美作県民局（地方災害対策本部）へ報告する。

- ・被害状況の報告は、様式 I 「商工関係被害等集計表」により、電子メール又は FAX で報告するものとする。併せて、県指定の携帯電話へ連絡するものとする。
- ・津山商工会議所と津山市は被害状況を確認し、共有した情報を発災後速やかに県へ報告する。被害状況により追加報告を行う。

連絡体制



（４）応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、津山市と相談する。
津山商工会議所は、国の依頼を受けた場合等、必要に応じて、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や岡山県、津山市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の流行時は、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

（５）地区内小規模業者に対する復興支援

- ・津山市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を（一社）岡山県商工会議所連合会又は岡山県等に相談する。

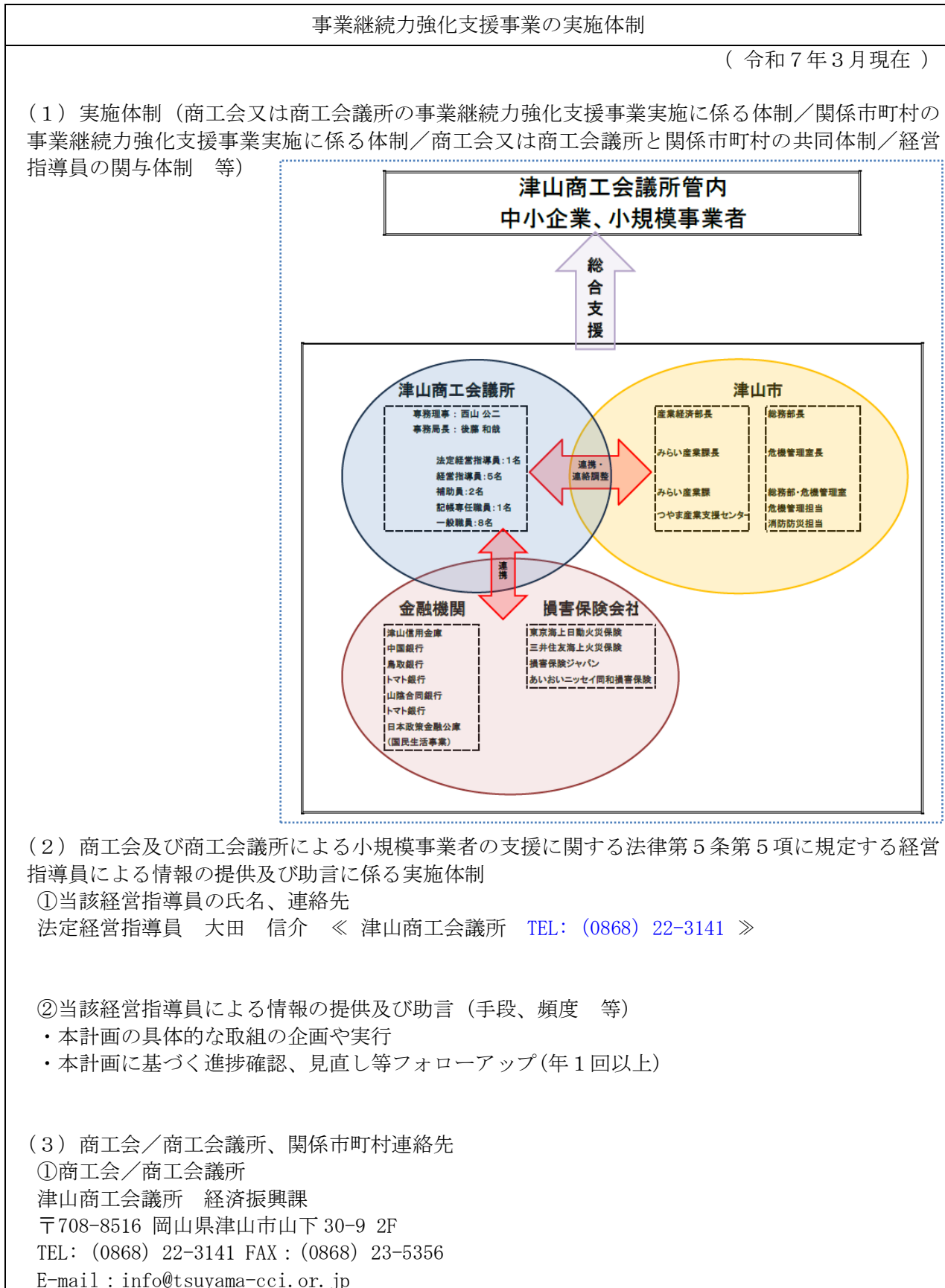
※ その他

- ・本計画は、津山商工会議所及び津山市のホームページ等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岡山県へ報告する。

II 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年5月1日 ～ 令和12年3月31日）

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

津山市 産業経済部 みらい産業課

〒708-8501 岡山県津山市山北 663 津山市役所東庁舎 1F

TEL: (0868) 24-0740 FAX: (0868) 24-0881

E-mail: info@tsuyama-biz.jp

津山市 総務部 危機管理室 (危機管理担当)

〒708-8501 岡山県津山市山北 520

TEL: (0868) 32-2042 FAX: (0868) 22-1896

E-mail: cmanagement@city.tsuyama.lg.jp

津山市 総務部 危機管理室 (消防防災担当)

〒708-8501 岡山県津山市山北 520

TEL: (0868) 22-1190 FAX: (0868) 22-1381

E-mail: cmanagement@city.tsuyama.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
1. BCPセミナー開催費 講師謝金、旅費、会場借料	100	100	100	100	100
2. 事業者(個社)支援 専門家謝金、専門家旅費	100	100	100	100	100
3. 普及・啓発費 チラシ印刷費、WEB広報	100	100	100	100	100
4. 防災・感染対策費 防災用具等備蓄・購入費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

(2) 調達方法

調達方法
① 岡山県『小規模事業指導費補助金』 ② 津山市『津山市経済振興対策事業補助金』 ③ 日本商工会議所『事業環境変化対応型支援事業』他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
① ② ③